

尼崎市老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び特別養護
老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例

平成24年12月21日

条例第51号

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム（法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）及び特別養護老人ホーム（法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準)

第2条 法第17条第1項の条例で定める養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第9条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 養護老人ホームの設置者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの設置者及びその長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。
- 4 養護老人ホームは、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 5 養護老人ホームの設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

- 6 養護老人ホームの設置者は、前項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 養護老人ホームの設置者は、省令第23条第3項に規定する研修（以下「研修」という。）の実施計画を当該養護老人ホームの職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 8 養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
（特別養護老人ホームの設備及び運営の基準）

第3条 法第17条第1項の条例で定める特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）に定める基準（省令第2条第3項（省令第59条において準用する場合を含む。）及び第11条第4項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第9条第2項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは「5年間」と、省令第11条第4項第1号イ中「1人」とあるのは「1人（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下）」とする。

- 2 前条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規定は、特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年3月7日条例第14号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。